

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
(平成28年3月7日開催) 資料についてのQ&A



**全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
(平成28年3月7日開催) 資料についてのQ&A**

目次

- ※ 会議資料の該当ページを各Q&Aの右上に記載しています。
- ※ 掲載している質問以外の質問については、各担当課室より個別にご回答しております
(又は今後ご回答いたします) ので、念のため申し添えます。

○介護保険指導室関係	1
○認知症施策推進室関係	2
○介護保険計画課関係	7
○高齢者支援課関係	18
○振興課関係	23
○政策統括官(社会保障担当)情報政策担当参事官室関係	31
○健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室関係	31

問1 研修場所は東京のみか。地方でも開催していただけないか。予算を確保する必要があるので、早急にお示しいただきたい。

(答) 研修は東京以外でも開催予定です。開催場所、日時等の詳細についてはおって通知します。

担当：老健局総務課介護保険指導室指導係 (内線 3958)

問2 平成28年4月から定員18人以下の通所介護が地域密着型サービスに移行されるが、移行後に指定通所介護時(平成28年3月以前)の不正が発覚した場合の監査等は都道府県が行うことでよいか。また、その場合に、都道府県の監査の結果、指定取消し等に該当する場合でも、既に指定通所介護事業所ではないことから指定取消し等の行政処分は行えないということによいか。

(答) 移行後は、当該地域密着型サービス事業者は、同時に法第76条第1項にいう「指定居宅サービス事業者であった者」でもあることから、監査については移行後の市町村及び都道府県の両方で行うことができます。

また、監査の結果、指定通所介護時の不正が判明した場合であって法に基づく処分が必要なときには、地域密着型サービス事業者に対する処分であることから、移行後の市町村が処分を行うこととなります。

なお、この場合に適用する処分事由としては、法第78条の10第13号(不正不当)が考えられます。

担当：老健局総務課介護保険指導室指導係 (内線 3958)

問3 認知症初期集中支援推進事業において、認知症初期集中支援チーム員以外の医師にも相談対応を依頼したいと考えているが、その医師への報酬は、認知症総合支援事業の対象としてよいか。

(答)

認知症初期集中支援推進事業においては、認知症初期集中支援チーム員が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行うことで、自立生活をサポートすることを目的としており、チーム員でない者が同事業において相談受付等行うことは想定していないため、認知症総合支援事業の対象とはならない。

担当：老健局総務課認知症施策推進室（内線3974）

問4 地域包括支援センター内に、認知症初期集中支援チームを設置する事を検討しており、一部のチーム員は地域包括支援センターの業務と兼務することとなる。この場合、事業に係る経費は、地域支援事業のどの事業の対象となるか。

(答)

地域包括支援センターの職員が認知症初期集中支援チーム員を兼務する場合、その賃金は地域包括支援センターの業務にあたる時間と認知症初期集中支援チームの業務にあたる時間を按分した上で、それぞれ包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）、認知症初期集中支援推進事業に計上することとする。

なお、地域包括支援センターの職員に認知症初期集中支援チーム員を兼務させる場合は「地域包括支援センターの設置運営について」（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）6（4）の規程に留意されたい。

担当：老健局総務課認知症施策推進室（内線3974）

振興課地域包括ケア推進係（内線3982）

問5 認知症初期集中支援推進事業を「複数の市町村が同じ認知症疾患医療センター等にそれぞれ委託して事業を実施することも可能」とあるが、広域連合を保険者とする構成市町村の場合も市町村ごとに委託契約が必要か。あるいは、保険者が一括して委託することは可能か。

(答)

広域連合を保険者とする構成市町村が同一の者に同事業を委託する場合は、保険者が一括して委託することも可能である。

担当：老健局総務課認知症施策推進室（内線3974）

問6 広域連合を保険者とする場合、構成市町村を代表する自治体が、他の自治体から事務を受託して認知症初期集中支援チームを設置することは可能か。

(答)

認知症初期集中支援推進事業においては、広域連合の構成市町村であるか否かに関わらず、近隣市町村が連携又は共同して、同事業の全て又は一部を実施することも可能としている。

担当：老健局総務課認知症施策推進室（内線3974）

問7 認知症カフェ等を活用したボランティアによる居宅訪問（「認とも」）は、あくまでもボランティアを想定しているのか。例えば、総合事業における住民主体の訪問サービスとして位置づけ、有償ボランティアとすることは可能か。

(答)

認知症カフェを通じて顔なじみになったボランティアで一定の資質を有する者が、認知症地域支援推進員の企画・調整の下、認知症の人の居宅を訪問して、一緒に過ごす取組（「認とも」）を行う場合に、

それに係る経費（訪問に対する謝礼や交通費、必要物品等）は認知症地域支援・ケア向上事業の対象と
できることとしている。

総合事業における住民主体の訪問サービスとして位置づけ実施することはできない。

担当：老健局総務課認知症施策推進室（内線3974）

振興課地域包括ケア推進係（内線3982）

【看護職員認知症対応力向上研修の到達目標について】 P.105

問8 平成28年度から実施予定の「看護職員認知症対応力向上研修（以下、「看護職員研修」）」の到達目標について、「病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修」（以下、「医療従事者研修」）の講師を行えると設定しているが、認知症サポート医等の医師が行っていた、医療従事者研修の知識編についても看護職員研修修了者が行うことを想定しているのか

（答）

「医療従事者研修」の講師等については、一義的には認知症サポート医等の医師を想定しているが、自治体の状況に応じ、適切な講師のもと研修が行えるよう検討していただきたいと考えている。

担当：老健局総務課認知症施策推進室（内線3974）

【看護職員認知症対応力向上研修の到達目標について】 P.105

問9 「看護職員研修」と「医療従事者研修」について、研修の位置づけについてご教示いただきたい。また、看護職員に対する研修については、他にも権利擁護の関係で「看護指導者養成研修」「看護実務者研修」もあり、研修が乱立している状況であり、各研修について体系的な整理がなされていない。研修の統廃合等を行い、認知症患者に対応する看護職員のあるべき姿について明確なビジョンを示した、体系的な研修制度となるようご検討いただきたい。

（答）

それぞれの研修について、他の研修を受けていなければ受けられないという規定は定めていない。
看護指導者養成研修や看護実務者研修については、介護施設や有料老人ホームにおける看護職員を対象とした権利擁護に関する研修を想定しており、来年度より実施する看護職員認知症対応力向上研修に

については、いわゆる急性期病院等のリーダー的職員を主な対象として実施することを想定している。
それぞれの研修の目的や対象者を念頭に適切な研修を受講いただくようよう運営されたい。

担当：老健局総務課認知症施策推進室（内線3974）

【看護職員認知症対応力向上研修の到達目標について】 P.105

問10 研修対象者は、リーダー的な役割の看護職員（看護師長等）とのことであるが、具体的に看護師長のほか、どのような方が対象となるのか。経験年数等の目安はあるのか。

（答）

研修対象者は、看護師長の他、各病院の中で「指導的役割の看護職員」と考えている。

担当：老健局総務課認知症施策推進室（内線3974）

【看護職員認知症対応力向上研修の到達目標について】 P.105

問11 指定都市において研修の実施予定がない場合、都道府県が指定都市管内の職員も対象者として研修実施することは可能か。

（答）

都道府県と指定都市の合意があれば可能である。

担当：老健局総務課認知症施策推進室（内線3974）

【看護職員認知症対応力向上研修の到達目標について】 P.105

問12 一般病院とは、急性期病院が中心とすべきと解釈すべきなのか。

（答）

対象については、いわゆる急性期病院を主に想定しているが、それ以外の病院でも差し支えない。

担当：老健局総務課認知症施策推進室（内線3974）

問 13 当該研修は、修了証書を交付することになるのか。

(答)

交付する必要がある。

担当：老健局総務課認知症施策推進室（内線3974）

問 14 看護職員の認知症対応力向上研修は「認知症ケア加算2」の対象研修にする方向とのことであるが、決定する目安はいつごろか。

(答)

厚生労働省保険局が、平成28年3月31日付け事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その1）」を
発出し、(問69)において看護職員の認知症対応力向上研修が「認知症ケア加算2」の対象研修である
旨をお示ししている。

担当：老健局総務課認知症施策推進室（内線3974）

問 15 非課税年金の額も含めて判定することが、負担の公平化になるならば、所得税や住民税を計算する上でも収入として含めるべきであり、特定入所者介護（予防）サービス費の判定時だけに非課税年金を含めるのは非常に疑問があるし、このような短期間で非課税年金の受給者からの理解を得るのも困難だと思われる。保険者である市町村への反発が容易に想像できる。非課税年金を対象とするのであれば、まず所得税の計算対象として含めて、全国民に十分に周知をしてからにしてほしい。

(答)

遺族年金・障害年金（非課税年金）については、高齢者のみならず若年者も受給しており、介護保険の利用の有無や住まいも多様である中、担税力の観点などから、税法上非課税とされている。一方で、特定入所者介護（予防）サービス費は、主に 65 歳以上の方で、施設へ入所等している方が対象であるという観点から必ずしも税法上の扱いとは同一とはなっておらず、非課税年金であっても施設入所に要する費用を賄う収入としては、老齢年金等と同様に評価されるべきものであることから、特定入所者介護（予防）サービス費の支給判定に含めることとした。

また、市町村においては、平成 28 年 3 月 23 日事務連絡「特定入所者介護（予防）サービス費における非課税年金勘案の事務処理等について（その 2）」に添付されている周知用リーフレット等を適宜活用していただき、特定入所者介護（予防）サービス費の支給判定に非課税年金を含めることについて、被保険者への周知をお願いしたい。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 16 課税年金同様に、前年の収入額を判定に使用すると考えて良いか。

(答)

課税年金収入等と同様に前年（特定入所者介護（予防）サービス費を受ける日の属する月が 1 月から 7 月までの場合にあっては、前々年）の非課税年金の収入額を使用する。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問17 ①別紙3「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」において、非課税年金給付額の照会が必要となった保険者市町村は、一義的にどこの市町村に照会をすれば良いのか。

②①において、照会してもなお非課税年金給付額が不明な場合は、どのように対応すれば良いのか。国保中央会等に照会すれば、把握できるのか。

(答)

① 非課税年金情報が保険者である市町村に届かないケースと対応方法は下記の通りである。詳細は、「特定入所者介護（予防）サービス費における非課税年金勘案の事務処理等について（その2）」（平成28年3月23日老健局介護保険計画課事務連絡）を参照されたい。

(1) 年金保険者へ居所のみを登録している者である場合

被保険者本人又は家族に対して居所として年金保険者へ登録した住所（例えば、年金保険者からの通知が届く住所）や住民票登録をしている住所の聞き取りを行い、当該住所の市町村の介護保険部局へ照会することとする。

(2) 普通徴収対象者かつ住所地特例対象者である場合

必要に応じ、当該者の非課税年金情報を施設所在市町村に随時照会すること。

(3) 前年に海外に居住していた者である場合

海外に居住している間の非課税年金情報は通知されない。

② 非課税年金情報が通知されない場合は、他市に照会することにより可能な限り入手し、年金保険者や国保中央会等へ通知や個別に照会することのないよう留意されたい。なお、国保中央会や年金保険者に照会しても個別の回答はできないと聞いている。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線2164）

問 18 非課税年金を勘案して第三段階になった者についても、預貯金が一定額を超える場合は補足給付の対象外になるという理解でよいか。

(答)

貴見のとおりです。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 19 「保険料については、原則平成 30 年 4 月 1 日施行とするが、～自治体の判断で平成 29 年 4 月 1 日施行とすることも可能とする。」とある。

保険料の算定の基礎となる「所得」の取扱いは、自治体独自の減免を除き、全国同一であるべきと考えるがどうか。

(答)

保険料については、算定方法等について基本的に全国統一的な考え方としているところであるが、今回の措置は、元々被災地からの要望も踏まえて行うものであり、自治体の判断により前倒しで実施することも可能とすることが適切であることや、保険給付のように第 2 号保険料や公費が入っておらず、地域の第 1 号被保険者間の負担の在り方に係るものであること等から、施行日を自治体の判断としている。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 20 「被災地等で順次集団防災移転が進むことを踏まえ、平成 29 年 4 月 1 日施行とすることも可能とする。」とあるが、「被災地等」の「等」には被災地以外の自治体も含まれるか。

(答)

貴見のとおりです。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問21 平成29年4月1日施行とする場合、公費による低所得者保険料軽減完全実施について、前回同様に政令公布が4月になる場合、本市では平成29年度初旬の臨時会にて条例改正を提案するものと思われるが、その際、所得指標の見直しに係る条例改正を平成28年度3月議会にて先に提案することは可能か。

(答)

可能であると考えます。平成27年度から保険料段階を標準9段階化（多段階化）及び公費による保険料軽減強化を実施した際の対応を参考とされたい。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線2164）

問22 平成29年度より保険料の所得指標を見直した場合、補足給付等の他制度の見直しは平成30年度となることから、平成29年度中は「所得指標見直し前」と「所得指標見直し後」の2つの合計所得金額を管理する必要があると考えてよろしいか。

(答)

貴見のとおりです。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線2164）

問 23 「合計所得金額から特別控除を控除する時期」が平成 29 年 4 月施行とした場合は、「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除する時期」も平成 29 年 4 月施行としなければならないか。（「合計所得金額から公的年金等に係る雑所得の控除」は、所得指標の見直しの影響を受けないと思われるため。）

(答)

介護保険料の算定方法等については全国統一的な考え方を基本としていること、公的年金等に係る雑所得を控除する見直しは、特別控除を控除する見直しとは異なり、被災地からの要望や順次実施される防災集団移転促進事業に関する等の特別の事情がないことから、平成 30 年度から全市町村で統一的に施行することとする予定である。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 24 合計所得金額の見直しの施行時期について、例えば、保険料関係は、原則「平成 30 年 4 月施行」とあるが、適用時期としては、例えば、保険料の場合、「30 年度分の保険料から適用する」もので、29 年度分以前の保険料に遡及して適用することはない（30 年度分の本算定から適用）と理解してよろしいか？

(答)

貴見のとおりです。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 25 「サービス付き高齢者向け住宅について、介護サービス等を将来において提供することを利用者と取り決めている場合も、有料老人ホームに該当し、住所地特例の対象となる」とありますが、

- ① 「将来において」とは、何年先でもいいのですか（例えば10年先など）？
- ② 10年先から介護サービスを提供すると取り決めていたが、事業者側の何らかの事情で提供できなかった場合はどうなりますか？
- ③上記②の場合には、過去に遡って保険者を変更することになるのでしょうか？

(答)

- 「将来において」について、具体的な規定はない。有料老人ホームに該当するとした場合には、老人福祉法上の規制の対象になることを鑑み、個々の内容や実態等を踏まえ、個別に判断されたい。
- その上で、有料老人ホームに該当すると判断した場合は、住所地特例が適用されるが、その後介護サービス等が提供されないこととなり、有料老人ホームに該当しなくなった場合であっても、遡及して保険者を変更する必要はない。

担当：老健局高齢者支援課高齢者居住支援係（内線 3981）

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2164）

問 26 登録があった開設予定のサービス付き高齢者住宅について、一覧に公表している事業開始予定日以前に被保険者が他市から転居し、介護サービス等の提供を受けている場合、住所地特例の適用について、どのように取扱いするのかご教示いただきたい。

(答)

当該施設において、開設予定日を前倒して施設を開設しているならば、当該施設は実際に開設をした日から住所地特例対象施設となる。したがって、開設予定日にかかわらず、当該入居者が入居した日から住所地特例を適用することとなる。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2164）

問 27 入居者が老人に限らない下宿等(まかない付きアパート)において、入居者が高齢化して「老人」となった場合、有料老人ホームに該当するのか。

また、その場合は、住所地特例はいつから適用されるのか。

(答)

従来から、基本的には、入居要件を専ら高齢者に限らず、高齢者以外の者も当然に入居できるようなものは有料老人ホームにあたらぬと考える。ただし、入居要件では高齢者以外の者も入居できるとしつつも、意図的に高齢者を集めて居住させているようなものなどについては、場合によっては有料老人ホームにあたることから、実情を見て判断されるよう留意されたい。

また、住所地特例は、有料老人ホームに該当する日以降に入居した者に適用される。

担当：老健局高齢者支援課高齢者居住支援係 (内線 3981)

担当：老健局介護保険計画課企画法令係 (内線 2 1 6 4)

問 28 既に軽減実施の申出のある事業者の通所介護について、小規模な通所介護から地域密着型通所介護へ移行した場合、再度軽減の申出を行う必要があるのかご教示いただきたい。

(答)

利用者の利便性の向上の観点から、介護サービス情報の公表制度は個々の施設における本事業の実施状況を確認できることになっていることも踏まえ、小規模な通所介護から地域密着型通所介護へ移行したことを都道府県又は市町村が把握する必要がある場合には、地域密着型通所介護について社福軽減を行う旨の申出を事業者から改めて行ってもらい、実態の適正な把握に努めることが望ましい。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係 (内線 2 1 6 4)

問 29 現在公開されているデータ標準レイアウトでは、介護保険から提供する情報として「高額医療合算介護サービス費の計算を行うための自己負担額情報」が示されている。

このことにより介護保険者による「自己負担額証明書」の交付は不要となると考えられるが、現在の市町村及び医療保険者の事務の流れはどのように変わるのか御教示いただきたい。

(答)

現在、高額医療介護合算介護サービス費制度におけるマイナンバーの利用については、関係部局とその利用方法について協議中であるため、詳細については追ってお示しする。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 30 介護保険法施行規則第 83 条の 2 の 3 第 1 項に個人番号が追加されたことに伴い、平成 27 年 9 月 29 日付老介発 0929 第 1 号において、基準収入額適用申請書の申請者欄にも個人番号欄が追加された。しかし、総務省のデジタル PMO に掲載されている FAQ の Q184 によると、窓口での本人確認を行う義務が課せられるのは申請義務者であり、申請義務者以外の者については、一義的には申請義務者に本人確認を行う義務が課せられるとあることから、当該申請者欄に記載の被保険者のうち、窓口で本人確認が必要なのは、要介護認定を持つ被保険者のみでよいか。

(答)

お見込みのとおり。介護保険法施行規則第 83 条の 2 の 3 第 1 項は要介護被保険者の属する世帯の第一号被保険者の個人番号も申請者が提出することも含めているところであるが、申請者以外の者の個人番号の本人確認は申請者が行うものであるため、窓口で当該要介護被保険者以外の個人番号の本人確認を行う必要はない。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 31 厚生労働省から示されているインターフェイス仕様書 (H27. 12 月) によると、介護保険被保険者のマイナンバーを市町村から国保連へ送付することとなっている。

国保連では、どの業務において、どのようにマイナンバーを使用する想定か御教示いただきたい。

(答)

現在、介護保険業務においては、高額医療合算介護（予防）サービス費の事務に個人番号を利用することとしているが、その他の具体的な利用方法については、検討中である。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 32 高額介護サービス費にかかる過誤調整についての記載であるが、負担割合の変更や負担限度額の変更にかかる不当利得の返還請求権についても、5年の消滅時効と考えてよいか（平成 23 年 10 月 7 日付け事務連絡を参考にして考えてよいのか。）。

また、これらの不当利得の返還請求権は、私債権ではなく、公債権と考えてよいか。

公債権と考えた場合、法文上の根拠は如何。

(答)

平成 27 年 7 月 13 日老介発 0713 第 1 号「費用負担の見直しに係る事務処理の取扱いについて」で既にお示しのとおり、負担割合の変更や負担限度額の変更にかかる不当利得の返還請求権についても、地方自治法第 236 条第 1 項の規定により不当利得の返還請求権は 5 年の消滅時効が適用され、差額の徴収は 5 年間となる。

介護保険法に基づく介護給付に関する処分は審査請求の対象となることから、当該処分を原因として発生した債権は公法上の債権であると考えられる。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 33 届出の義務化は、平成 28 年 4 月以降に第三者行為を受けたものからという解釈でよいか。

(答)

介護保険法施行規則第 33 条の 2 において、「介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に係る事由が第三者の行為によって生じたものであるとき」とされているため、平成 28 年 4 月 1 日以降に第三者行為により保険給付を受けた者が対象となる。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 34 第三者行為が発生して要介護認定を受けるまでかなりの時間経過があり、第三者行為との因果関係が不明確な場合でも提出が必要か。また、何の介護サービスを受けるか決めていない（又は使う予定がない）場合はどうか。

(答)

第 1 号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要となる。第三者行為との因果関係が不明確な場合は個別のケースによるため、各保険者で適切にご判断頂きたい。なお、今後、国保中央会とも協力し求償範囲が明確になるよう事例を把握し、各保険者へ情報提供することも検討していきたい。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 35 全国保・広域連合では、損害保険関係団体と「傷病届」作成支援に関する「覚書」を 28 年度から締結する見通しであると聞いているが、届出の義務化にあわせて介護も支援の対象とならないのか。

(答)

当該覚書については、損害保険関係団体との協議により国民健康保険及び後期高齢者医療制度に関する取り決め内容の検討を行ったものであり、現時点で介護保険は対象とならない。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 36 第三者行為に関する届出について、現在は医療・介護保険者等各々で届出を受けているが、届出人の負担を考え、医療保険者へ届出をすることで、介護保険者等にも届出したとみなすような扱いは可能か。

(答)

現時点ではそのような取扱いは想定していない。ただし、届出人の負担軽減の観点から、同意書を除き、医療保険者へ提出した届出の写しでも届出は可能とする取扱いとしている。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 37 介護保険法第 21 条第 1 項による損害賠償請求権の代位取得及び介護保険法第 21 条第 2 項に基づく免責規定の対象は「保険給付」であり、介護予防・日常生活支援総合事業による第 1 号事業支給費は対象外か。

(答)

介護保険法第 21 条第 1 項及び第 2 項の対象となる給付は介護保険法第 18 条に規定する保険給付であるため、貴見のとおり第 1 号事業支給費は対象外である。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

問 38 第 1 号事業支給費に関して、加害者への求償又は免責を行うためには、被保険者と保険者の間で正式に損害賠償に関する受任契約の締結や、被保険者が加害者から損害賠償を受けた場合には支給をしない旨を条例等において規定すれば良いか。

(答)

介護保険法第 21 条第 1 項及び第 2 項の対象となる給付は介護保険法第 18 条に規定する保険給付であるため、介護予防・日常生活支援総合事業による第 1 号事業支給費については、同条の対象とはならず、条例等において一律に対象とすることは法律上想定していない。

担当：老健局介護保険計画課企画法令係（内線 2 1 6 4）

【虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施について】 P. 29

問 39 実地指導においては「介護保険施設等実地指導マニュアル」に基づいてヒアリングを行っているが高齢者虐待防止のための勉強会等が開催されていない場合の事業所等に対する指導等に苦慮している。運営基準に高齢者虐待防止に関する事項を盛り込む予定はあるのか。

(答) 介護保険法では、指定サービス事業者等に対し、要介護者の人格を尊重する義務及び要介護者のため忠実にその職務を遂行する義務を課しています。また、各運営基準において、従事者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならないと定めています。このように、施設の運営にあたっては、高齢者虐待防止に取り組むことは当然であり、運営基準に高齢者虐待防止に関する事項を盛り込む予定はありません。

担当：老健局高齢者支援課（内線 3 9 6 6）

【サ高住の有料老人ホームへの該当要件について】 P. 239

問 40 必須サービスのみ提供しているサービス付き高齢者向け住宅において、「将来において食事の提供等を行うことを取り決めている場合」の判断基準及び具体事例はあるか。

(答)

- 判断基準は特に定めていない。また具体事例も特に把握していない。個々の内容や実態等を踏まえ、有料老人ホームの定義に該当するかどうか、個別に判断されたい。

担当：老健局高齢者支援課高齢者居住支援係（内線 3981）

問 41 有料老人ホームにおいて、老人の定義は、65歳以上か60歳以上か。

(答)

- 老人福祉法上、老人に関する定義はないため、解釈においては社会通念による。

担当：老健局高齢者支援課高齢者居住支援係 (内線 3981)

【介護保険施設における身元保証人等の取扱について】 P. 403

問 42 介護保険施設以外のサービスは、身元保証人等がないことをもって入居を拒否してはならないことについて、指導・監督の対象外という認識でよいか。

(答)

今回は代表的なサービスとして介護保険施設をお示ししたが、これ以外の入所・入居・宿泊系サービスでも、基準省令において、提供拒否の禁止の規定がある短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、養護老人ホームについても、身元保証人等がないことをもって入所・入居・宿泊を拒否することはできない。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係 (内線 3971)

【未届の有料老人ホームの追加調査について】 P. 414

問 43 例えば1棟10室の建物のうち1室だけ有料老人ホームに該当するといった場合、共用部分についての指針適用はどうか。
また、関係法令（建築基準法、消防法等）の適用はどうか。

(答)

- 有料老人ホームに該当する居室の入居者が、共用部分を利用することを想定しているのであれば、共用部分についても指針は適用されると考えられる。
- なお、その場合の関係法令（建築基準法、消防法等）の適用については、個別判断や各自治体の運用があることから、各法令の所管部局に相談されたい。

担当：老健局高齢者支援課高齢者居住支援係 (内線 3981)

問 44 有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサ付き住宅を含む）の運営懇談会について、併設する地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所等）が行う運営推進会議にあわせて開催しても差し支えないか。（ただし、一体的に開催する場合の議題は事業運営に関する内容とし、それぞれの利用者のプライバシーに関わる内容は議題にしない等の配慮は行う）

（答）

- 一定の条件のもとであれば、一体的に開催することは差し支えない。

地域密着型サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所等）が行う運営推進会議は、法令に基づき設置することが義務づけられているものであり、運営懇談会と一体的に開催する場合であっても、運営推進会議の目的や要件は満たすことが前提となる。また、一体的に開催する場合でも、それぞれの利用者のプライバシーを適切に確保するといった観点からは、議題等によっては、例えば、同一日に時間帯を分けて利用者を入れ替えて開催するといった運用が望ましいと考えるが、個々の事例に応じて工夫されたい。

担当：老健局高齢者支援課高齢者居住支援係（内線 3981）

問 45 有料老人ホーム標準指導指針の改正により、既存建築物等の場合は従来の構造基準等に該当しなくても、代替措置の確保等でも指針に適合する見直しを行ったが、関係法令（建築基準法、消防法等）に適合しない場合は、施設運営ができなくなることはないのか。

（答）

- 有料老人ホーム標準指導指針は、老人福祉法の観点から指導を行うための参考としているものであるため、今般の標準指導指針の改正に関わらず、有料老人ホームとして適用される他の関係法令（建築基準法、消防法等）の規定は満たす必要がある。

担当：老健局高齢者支援課高齢者居住支援係（内線 3981）

問 46 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について、今般の標準指導指針の改正によって、標準指導指針の適用対象になったことにより、高齢者すまい法と老人福祉法の指導監督の対象になるのか。

（答）

- 有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅については、従来より、高齢者すまい法

の指導対象であるとともに老人福祉法の指導対象となっており、福祉の見地から入居者の保護を図る必要がある場合には、老人福祉法の基づく改善命令を行うことが可能となっているところ。

- ついては、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅について、老人福祉法の指導対象ではあったものの、その指導の目安となる標準指導指針の適用対象外としていたことから、今般の標準指導指針の改正によって有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も適用対象とし、指導指針に基づく指導を可能としたものである。

担当：老健局高齢者支援課高齢者居住支援係 (内線 3981)

【サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会について】 P. 435

問 47 サービス付き高齢者向け住宅は、有料老人ホームの該当の有無によって高齢者虐待防止法上の位置づけも異なるなど、非常に分かりにくい。サービス付き高齢者向け住宅の整備等のあり方に関する検討会等でも、整備だけでなく、わかりやすい位置づけへの見直しに向けて検討してほしい。

(答)

- いただいたご意見も参考に、高齢者向け住まいのあり方について、引き続き、関係者において議論等してまいりたいと考えている。

担当：老健局高齢者支援課高齢者居住支援係 (内線 3981)

【特別養護老人ホームへの入所申込者の状況等に関する調査について】 P. 442

問 48 調査票(素案)に「調査時点」の記載欄がありますが、調査時点については各自治体で決定してよろしいのでしょうか。あるいは調査時点を平成 28 年 4 月 1 日のように指定されるのでしょうか。

(答) 原則として、平成 28 年 4 月 1 日現在の状況を把握していただくことを想定していますが、平成 28 年 1 月 1 日以降に、何らかの形で独自に調査・把握されたものがある場合は、その数値を記載いただいで構いません。

担当：老健局高齢者支援課 (内線 3966)

問 49 調査票素案の「緊急度」の区分について何らかの判断基準が出される予定か。

(答) 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）」第 7 条において、「特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない」こと、また、「入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない」ことが規定されています。

このようなことから、既に特別養護老人ホームにおいては、一定の基準に基づき判断されており、調査票素案の「緊急度」に関する各項目の判断基準を、厚生労働省においてお示しする予定は特にありません。

担当：老健局高齢者支援課（内線 3966）

問 50 今回の調査票素案の質問項目に沿った形で、来年度の特養待機者申込者についての報告書様式が変更されるのでしょうか？

(答) 平成 28 年 4 月以降に実施予定の、特別養護老人ホームへの入所申込者の状況等に関する調査については、先般の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議においてお示した様式に基づき報告していただくことを予定しています。

担当：老健局高齢者支援課（内線 3966）

問 51 養護老人ホームについては、平成 27 年 4 月 1 日施行の介護報酬改定により、「一般型」の特定施設入居者生活介護の指定が可能となっている。

一般型の特定施設入居者生活介護の介護居室は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、原則個室とする規定が設けられているが、本規定は条例を定めるに当たっての参酌基準となっていることから、都道府県等の判断で、平成 27 年 4 月 1 日時点で既設の多床室の養護老人ホームについても一般型の特定施設入居者生活介護の指定が可能であると考えるよいか。

(答)

貴見のとおりです。

担当：老健局高齢者支援課企画法令係（内線 3971）

問 52 平成 28 年 3 月中に小規模な通所介護事業所と利用契約を締結し、4 月から地域密着型通所介護のサービスを利用する場合や、利用契約はあるが、入院等により利用中止となっている利用者が 4 月以降に利用を再開する場合、地域密着型通所介護のみなし指定の対象となるのか。

(答)

貴見のとおりです。

担当：老健局振興課基準第二係（内線 3987）

問 53 地域密着型通所介護の指定に関する様式例については、既存の通所介護等の様式例を参考に、市町村で作成すればよいか。

(答)

貴見のとおりです。

ご参考に様式例を、次ページ以降にお示しします。なお、この様式例は、その規定振りの一つの例を示したものであり、文言、様式、形式を拘束するものではありませんので、各市町村において適宜追加・修正を行ったうえで活用してください。

担当：老健局振興課基準第二係（内線 3987）

受付番号

指定地域密着型サービス事業所
指定地域密着型介護予防サービス事業所 指定申請書

平成 年 月 日

市（町・村）長 殿

所在地
申請者
名称

印

介護保険法に規定する事業所に係る指定を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

事業所所在市町村番号

申請者	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 -) 県 郡市				
			(ビルの名称等)				
	連絡先		電話番号			FAX番号	
	法人の種類				法人所轄庁		
指定を受けようとする事業所の種類	代表者の職名・氏名・生年月日		職名	フリガナ氏名		生年月日	
	代表者の住所		(郵便番号 -) 県 郡市				
	事業所等の所在地		(郵便番号 -) 県 郡市				
同一所在地において行う事業の種類					実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日	
					既に指定を受けている事業の指定年月日	様式	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護						付表1
	認知症対応型通所介護						付表2
	小規模多機能型居宅介護						付表3
	認知症対応型共同生活介護						付表4
	地域密着型特定施設入居者生活介護						付表5
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護						付表6
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護						付表7
	複合型サービス						付表8
	地域密着型通所介護						付表9
サービス	介護予防認知症対応型通所介護						付表2
	介護予防小規模多機能型居宅介護						付表3
	介護予防認知症対応型共同生活介護						付表4
介護保険事業所番号					(既に指定を受けている場合)		
指定を受けている他市町村名							
医療機関コード等							

備考1 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。

- 2 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
- 3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「実施事業」欄は、今回申請するもの及び既に指定を受けているものについて、該当する欄に「○」を記入してください。
- 5 「指定申請をする事業の事業開始予定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業の指定年月日」欄は、介護保険法による指定事業者として指定された年月日を記載してください。
- 7 保険医療機関、保健薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
- 8 既に地域密着型サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始の予定年月日」「当該申請に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「役員の氏名、生年月日及び住所」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて、申請書への記載又は書類の提出を省略できます。また、既に地域密着型介護予防サービス事業所の指定を受けている事業者が、地域密着型サービス事業所の指定を受ける場合においても同様です。

付表9-1 地域密着型通所介護（療養通所介護）事業所の指定に係る記載事項

受付番号

事業所	フリガナ					
	名称					
	所在地	(郵便番号 -)				
		県 都市				
連絡先	電話番号			FAX番号		
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文				第 条第 項第 号		
管理者	フリガナ			(郵便番号 -)		
	氏名					
	生年月日	住所				
	当該地域密着型通所介護事業所で兼務する他の職種（兼務の場合のみ記入）					
	同一敷地内の他の事業所又は施設の従業者との兼務（兼務の場合のみ記入）	名称				
		兼務する職種及び勤務時間等				
従業者の職種・員数		生活相談員	看護職員	介護職員	機能訓練指導員	
常勤（人）						
非常勤（人）						
適合の可否						
食堂及び機能訓練室の合計面積			基準上の必要数値		適合の可否	
			m ²		m ² 以上	
主な揭示事項	営業日	単位ごとの営業日				
	営業時間	単位ごとのサービス提供時間（送迎時間を除く）①：～：②：～：③：～：				
	利用定員	人（単位ごとの定員① 人 ② 人 ③ 人）				
	利用料	法定代理受領分（一割又は二割負担分）				
		法定代理受領分以外				
	その他の費用					
通常の事業実施地域						
添付書類	別添のとおり					

- 備考 1 「受付番号」「基準上の必要人数」「基準上の必要数値」「適合の可否」欄には、記入しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を添付してください。
- 3 「主な揭示事項」については、本欄の記載を省略し、別添資料として添付して差し支えありません。
- 4 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
- 5 従業者の員数については、総数を記載してください。出張所等がある場合については、当該出張所に従事する従業者の員数との合計数を記載してください。
- 6 当該指定居宅サービス以外のサービスを実施する場合には、当該指定居宅サービス部分とそれ以外のサービス部分の料金の状況が分かるような料金表を提出してください。

付表9 別添

受付番号	
------	--

指定申請に係る添付書類一覧

主たる事業所・施設の名称	
--------------	--

番号	添付書類	申請する事業・施設の種類					備考
		地域密着型 通所介護					
1	申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等						
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表						
3	事業所の管理者の経歴						
4	事業所の平面図（設備概要を含む）						
5	運営規程						
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要						
7	サービス提供実施単位一覧表						
8	当該申請に係る資産の状況						
9	当該事業所の所在地以外の場所で、当該申請に係る事業の一部を行うときの名称・所在地						
10	地域密着型介護サービス費の請求に関する事項						
11	法第78条の2第4項各号に該当しないことを誓約する書面						
12	役員の氏名等						
13	運営推進会議の構成員						

- 備考 1 「受付番号」欄は、記入しないでください。
 2 添付書類欄の記載事項は、申請する事業・施設に応じて適宜修正してください。
 3 該当欄に「○」を付し、複数の事業所等に共通する添付書類については、「◎」を付してください。

問 54 指定通所介護事業所等の設備を利用しない場合や、例えば、指定通所介護事業所等の食堂などの一部設備を共用するが、宿泊に関しては隣接する指定通所介護事業所等以外で実施する場合、宿泊サービスの届出の対象外としているのはなぜか。

(答)

- 1 指定通所介護の設備を利用して介護保険制度外の宿泊サービスを実施している事業所については、利用者保護の観点から、指定通所介護の設備を目的外に使用することが通所介護の利用者に対するサービス提供に支障がないかどうかを指定権者が適切に判断できるよう届出の対象としています。このため、お尋ねのような指定通所介護の設備を利用しない場合は、届出の対象としていません。
- 2 なお、その場合であっても、高齢者を事実上入居（宿泊契約をしているなど入居を前提としていないものであっても、契約内容や実態等から事実上入居させていると判断できる場合も含む。）させ、介護等サービス（「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のうち少なくとも一つのサービス）を提供する場合は有料老人ホームに該当し、老人福祉法上の届出を行うことが必要です。

担当：老健局振興課基準第二係（内線 3987）

【事項名】介護サービス事業者等の職員に対する育児支援（ベビーシッター派遣等）事業 P. 578

問 55 詳しい事業スキームを示してほしい。

(答)

- 課長会議資料でお示ししている実施要綱及び交付要綱の範囲内で各都道府県ごとに事業化していただきたいと考えております。

担当：老健局振興課予算係（内線 3935）

問 56 平成 29 年 1 月からはマイナポータルでのサービス提供の開始が予定されている。昨年 12 月になってデジタル PMO に「マイナポータル機能概要 (Draft 版)」が公開されたところであり、これによると、電子私書箱やワンストップサービス等が順次開始の予定とされている。仮に、平成 29 年 1 月時点で、市町村が対応すべきサービスが実装され、義務的な対応を求められるとすると、平成 28 年度の前半には必要なシステム改修を終える必要があると考えられるが、現時点ではこれらサービスの具体的内容や導入に係るロードマップ及びこれに必要な予算措置等については、これまで特段の情報提供や指示はないものと承知している。このため、マイナポータル関連で平成 28 年度中に何等かの対応が求められるとの認識はないが、この認識に誤りはないか。また、サービスの具体的内容や導入に係るロードマップ及びこれに必要な予算措置等についての情報はいつごろの提供を予定されているかご教示願いたい。

(答)

マイナポータルについては、現在、内閣官房主導で検討がなされており、サービスの具体的内容や導入に係るロードマップ及びこれに必要な予算措置等についての情報については、内閣官房にご確認いただきたい。

担当：情報政策担当参事官室（内線 7405）

【新型インフルエンザ等対策特措法に基づく特定接種の登録について】 P. 701

問 57 H28. 2. 5 開催の「特定接種の登録に係る都道府県説明会」資料で、「自治体への依頼」や「厚労省から事業所への周知」に関して「調整中」とのことだったが、今回の会議でも概要説明だけで、具体的な依頼等の話はなかった。現在も調整中ということでしょうか。

(答) 特定接種管理システム等についてさらに整理すべき事項があることから、現在調整中です。調整終了後、自治体への依頼を発出する予定です。

担当：老健局総務課企画法令係（内線 3909）

